

令和2年8月28日

【照会先】

雇用環境・均等局

雇用機会均等課 渡辺、米岡

(代表電話) 03(5253)1111

報道関係者 各位

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」 の支給要件の見直しについて

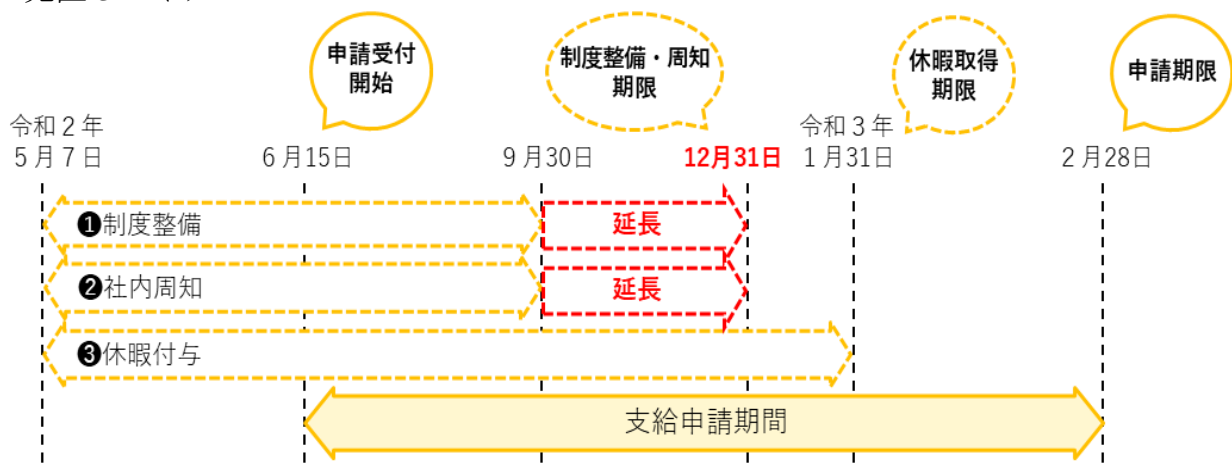
厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する助成制度（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金）を設けています。

今後、本助成金の支給要件のうち、令和2年9月末までとなっている、事業主が対象となる有給の休暇制度を整備し、労働者に周知する期限について、同年12月まで延長する予定ですので、お知らせいたします。

詳細については、あらためて公表いたします。

なお、令和3年1月末までとなっている、対象となる休暇の取得期限については、変更はありません。

<見直しのイメージ>



<参考：厚生労働省HP>

・助成金の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html